

議案第 1 1 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項及び第4項中「及び資産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の5.8」を「100分の6.5」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万7,600円」を「2万9,400円」に改める。

第7条中「100分の1.6」を「100分の2.2」に改める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第9条中「7,800円」を「1万800円」に改める。

第10条第1号中「6,000円」を「7,200円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,600円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,400円」に改める。

第11条中「100分の1.2」を「100分の1.7」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「7,200円」を「1万200円」に改める。

第14条中「4,200円」を「4,800円」に改める。

第26条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第1号ア中「19,320円」を「20,580円」に改め、同号ウ中「5,460円」を「7,560円」に改め、同号エ（ア）中「4,200円」を「5,040円」に改め、同号エ（イ）中

「2, 100円」を「2, 520円」に改め、同号エ（ウ）中「3, 150円」を「3, 780円」に改め、同号オ中「5, 040円」を「7, 140円」に改め、同号カ中「2, 940円」を「3, 360円」に改め、同条第2号ア中「13, 800円」を「14, 700円」に改め、同号ウ中「3, 900円」を「5, 400円」に改め、同号エ（ア）中「3, 000円」を「3, 600円」に改め、同号エ（イ）中「1, 500円」を「1, 800円」に改め、同号エ（ウ）中「2, 250円」を「2, 700円」に改め、同号オ中「3, 600円」を「5, 100円」に改め、同号カ中「2, 100円」を「2, 400円」に改め、同条第3号ア中「5, 520円」を「5, 880円」に改め、同号ウ中「1, 560円」を「2, 160円」に改め、同号エ（ア）中「1, 200円」を「1, 440円」に改め、同号エ（イ）中「600円」を「720円」に改め、同号エ（ウ）中「900円」を「1, 080円」に改め、同号オ中「1, 440円」を「2, 040円」に改め、同号カ中「840円」を「960円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。